

国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院人事委員会規程

〔平成 27 年 6 月 24 日〕
大学院国際日本学研究院規則第 7 号

改正 平成 28 年 2 月 17 日大学院国際日本学研究院規則第 2 号
令和 4 年 12 月 26 日大学院国際日本学研究院規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学院国際日本学研究院教授会規程（平成 27 年大学院国際日本学研究院規則第 2 号）（以下「教授会規程」という。）第 8 条第 1 項に基づき設置される大学院国際日本学研究院人事委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、教授会規程第 3 条第 1 項で規定される範囲に係る次の人事に関する事項について審議する。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程(平成 16 年規則第 56 号)に関する事項
- (2) 国立大学法人東京外国語大学大学院学則(平成 4 年 4 月 30 日制定)第 49 条に規定する担当資格の審査に関する事項
- (3) 国立大学法人東京外国語大学職員兼業規程(平成 16 年規則第 57 号)に関する事項
- (4) その他人事に関する事項

2 委員会は、審議にあたり、学部、大学院及び留学生日本語教育センターで行われる教育を考慮しなければならない。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に定める委員により構成する。

- (1) 大学院国際日本学研究院長
- (2) 大学院国際日本学研究院副研究院長 2 名
- (3) 研究院長の指名する者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(資格審査に関する会議)

第7条 委員会は、第2条第1項第2号に掲げる事項を審査するときは、資格審査に関する会議を設けるものとする。

2 その他、資格審査に関する事項は、別に定める。

(名誉教授審査会)

第8条 名誉教授称号授与規程(昭和51年11月24日制定)第5条に規定する名誉教授審査会委員は、第3条第2号から第3号に定める委員及び委員長が指名する大学院国際日本学研究院教授会構成員の教授があたるものとする。

2 その他名誉教授の称号授与に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月24日から施行し、平成27年5月20日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程により最初に選出される第3条第3号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行し、第9条については、平成31年4月1日から適用する。